

指定管理者候補者の決定について

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで長崎市夜間急患センターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市夜間急患センター

- 2 指定管理者候補者の名称 一般社団法人長崎市医師会

- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

長崎市夜間急患センターは夜間等の救急医療に対応することを設置目的としており、同法人は、年間365日の夜間及び年末年始の昼間における初期救急医療体制を維持するために、厳しい医療環境の中においても、確実に管理運営がなされている。

また、次の理由により、同法人を引き続き指定管理者として非公募により選定したもの。

- (ア) 長崎市医師会は、人員確保が困難な夜間及び年末年始における診療にあたるための医師等を、会員の当番等により年間を通して確保することができる。
- (イ) 長崎市医師会は、勤務医や長崎大学病院の医師及び長崎県放射線技師会との連携により、医療従事者を安定的に確保することができる。
- (ウ) 特に患者数が多く、翌朝まで診療を行う小児科については、長崎市医師会の会員である小児科開業医の協力が不可欠である。
- (エ) 夜間急患センターは、長崎市医師会館の一部を長崎市が購入して設置しており、長崎市医師会の一体的な施設管理により経費削減が期待される。